

中国の輸入規制の概要 (2025 年 6 月 29 日以降)

中国政府は、福島第一原発事故に伴い、新潟県産精米を除く 10 都県のすべての食品・飼料等について輸入を停止するとともに、37 道府県のすべての食品・飼料等について日本の政府機関が発行する証明書の添付を求めています。

※なお、2025 年 6 月 29 日、ALPS 処理水の海洋放出に伴い一時停止されていた全都道府県産の水産物（食用水生動物を含む）の輸入について、放射性物質に関する証明書等の添付を条件として、37 道府県産の水産物の輸入停止措置が解除されています。

また、水産物の輸出に当たっては、加工・保管・包装施設及び養殖場の登録が必要です。

(規制対象・内容)

地域		品 目	規 制 内 容
１０都県	福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料	<u>輸入停止</u>
	新潟	米	＜産地証明書＞ 上記９都県以外で生産されたことの証明
		米を除く食品、飼料	<u>輸入停止</u>
１０都県以外		野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果実及びその製品、薬用植物産品	<u>放射性物質検査証明書について、中国はストロンチウム９０等の分析報告が必要と考えており、合意に至っていないため、実質輸入停止</u> ＜放射性物質検査証明書＞ 中国の放射性物質基準に適合することの証明 ＜産地証明書＞ １０都県以外で生産されたことの証明
		水産物	＜放射性物質検査証明書＞ セシウム 137、134、ヨウ素 131 については輸出口ロット毎に中国

		の放射性物質基準に適合すること の証明 ストロンチウム 90、トリチウ ムについては、初回の輸出までに 検査（注）を実施。毎回の輸出口 ット毎に当該検査報告書のコピー を添付 <産地証明書> 10 都県以外で生産されたこと の証明
	その他の食品・飼料	<産地証明書> 10 都県以外で生産されたこと の証明

※産地証明書の必要な品目は、主にHSコード分類表の第1類から第24類に分類される品目です。また、放射性物質検査証明書の必要な品目は、別紙にある分類コードに掲載されている品目です。

（注）輸出時期・魚種に基づきサンプルを指定

（別紙）放射性物質検査証明書発行の対象となる製品の中国側の品目分類コード

これは、中国政府が、我が国からの食品の輸入について、放射性物質検査を行うことを求めている対象品目を示したものです。

このリストのHSコードに該当しておらず、10 指定都県以外の産地である品目については、放射性物質検査証明書は不要であり、産地証明書のみが必要な品目となります。（用途が食品の場合は、以下のリストに該当するとして、HSコードを変更した上で放射性物質検査証明書を求められる場合がありますので、事前に現地の輸入業者等を通じて御確認ください。）なお、本HSコードは、2007年版(HS2007)に基づくものです。

1. 野菜及びその製品

HSコード 07 章;0701100000～0714909099

HSコード 20 章;2001100000～2005999990、2006009010、2006009090

2. 水産品及び水生動物

HSコード 02 章;0210930000、0208400000、0208500000、0210920000

HSコード 03 章;0301100010～0307999090

HSコード 05 章;0511919010、0511919090

HSコード 12 章;1212201010～1212209090

HSコード 15 章;1504100000、1504200000、1504300090、1506000010

HSコード 16 章;1603000010～1605909090

HSコード 20 章;2008993100～2008993900

HSコード 21 章;2103909000

3. 茶葉及びその製品

HSコード 09 章;0902101000～0903000000

HSコード 21 章;2101200000

4. 乳及び乳製品

HSコード 04 章;0401100000～0406900000

HSコード 19 章;1901100010～1901900000

5. 果実及びその製品

HSコード 08 章;0801110000、0802110000、0802120000、0802901090、0802902000、0803000000、0804100000、0804200000、0804300090、0804400000、0804501090、0804502090、0804503000、0805100000、0805201000、0805202000、0805209000、0805400090、0805500000、0805900000、0808100000、0808201200、0808201300、0808201900、0813100000、0813200000、0813300000、0813401000、0813402000、0813403000、0813404000

HSコード 20 章;2006001000、2006002000、2006009090、2007100000、2007910000、2007991000、2007999000、2008192000、2008201000、2008209000、2008301000、2008309000、2008401000、2008409000、2008500000、2008601000、2008609000、2008701000、2008709000、2008800000、2008910000、2008920000、2008991000、2008992000、2008993900、2008999000

6. 薬用植物産品

HSコード 12 章;1211201000～1211209900、1211901100～1211903600、1211903930～1211903999

(参考)

日本政府が実施する水産物関連の年間モニタリング計画

セシウム 134、セシウム 137、ヨウ素 131、ストロンチウム 90、トリチウム	100 サンプル (主要な輸出魚種をカバー)
--	---------------------------